

定 款

株式会社 大 本 組

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社大本組と称し、英文ではOHMOTO GUMI CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木建築その他建設工事全般の請負
- (2) 土木建築その他建設工事の企画、調査、測量、設計、監理及びコンサルティング
- (3) 地域開発、都市開発、資源開発、宇宙開発及び環境整備に関する事業並びにこれらに関する請負、企画、調査、測量、設計、監理及びコンサルティング
- (4) 建設及び運搬用機械器具の設計、製作、加工、修理並びに販売
- (5) 船舶、車両及びその付属品の設計、製作、加工、修理並びに販売
- (6) 建設用資材の製造、加工、販売及び運送
- (7) 砂利、砂、土石の採取、運送及び販売
- (8) 土地の造成及び住宅等建物の建築並びにその分譲、その他不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定
- (9) 墓地の造成、販売及び管理
- (10) 工業所有権、ノウハウ及びコンピュータの利用に関するソフトウェアの開発、取得、実施許諾並びに販売
- (11) スポーツ施設、宿泊施設及び飲食店の経営、賃貸並びにコンサルティング
- (12) 広告、出版、印刷、映像等の情報媒体の企画、製作、及び販売
- (13) 催事の企画、運営、及びコンサルティング
- (14) 損害保険代理店業、生命保険募集に関する業務
- (15) 旅行代理店業
- (16) 船舶、車両、建設用機材及びオフィスオートメーション機器のリース
- (17) 計算、分析、調査等情報処理業務の受託
- (18) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を岡山市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,300万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に規定する請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当会社に対し売渡すことを請求（以下買増請求という）することができる。

- 2 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 当会社の取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1

以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議でこれを行う。

2 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長3名以内、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要ある場合には、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(社外取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 当社の監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議でこれを行う。

2 会社法第329条第2項の規定に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項の補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。

(社外監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当及び基準日)

第36条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第37条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(除斥期間)

第38条 期末配当金及び中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領なきときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。